

令和 6 年度泉崎村住民税非課税世帯（低所得世帯）支援金事業支給要綱

（目的）

第 1 条 この告示は、令和 6 年 11 月 22 日閣議決議において、低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分をおおむねカバーできる水準として、住民税非課税世帯に対して、臨時的な措置としてプッシュ型給付を実施する。泉崎村住民税非課税世帯（低所得世帯）支援金事業に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 泉崎村住民税非課税世帯（低所得世帯）支援金事業（以下「支援金」という。）は、前条の目的を達するために、泉崎村（以下「村」という。）によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 支援金の支給対象者は、次の第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。ただし、要件にかかわらず、支給対象者への支給は 1 回のみとし、重複する受給はできない。

（1） 令和 6 年 12 月 13 日（以下「基準日」という。）において、村の住民基本台帳に記録されている者であって、令和 6 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和 6 年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

（2） 前項に該当する世帯のうち、次に掲げる児童（以下「対象児童」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める時点において、当該対象児童を世帯員（別世帯で生計を同一にする者のうち泉崎村長（以下「村長」という。）が適当と認める者を含む。）として扶養している世帯主
ア 令和 6 年度において 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童

イ 基準日の翌日以後に出生した児童

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第 4 条 前条の規定により支給対象者に対して支給する支援金の金額は、前条第 1 項第 1 号に該当の場合 1 世帯当たり 30,000 円、前条第 1 項第 2 項に該当する場合児童 1 人当たり 20,000 円とする。

(受給権者)

第5条 支援金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、様式第1号の確認書（以下「確認書」という。）の提出、様式第2号の非課税分申請書（以下「申請書」という。）による申請により行う。

2 確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合においては、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により村に提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を村の窓口に出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

3 申請者は、支援金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

第6条の2 村は、前条の規定に関わらず、令和5年度泉崎村住民税非課税世帯等応援事業（住民税非課税世帯応援給付金）支給要綱（令和5年告示第49号）のうち令和5年度住民税が非課税である世帯として支給した世帯等であって、令和6年1月2日から基準日まで当該世帯に転入した者がいない世帯等であって、第3条第1項第1号に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯として村長が別に定めるものに対し、支給金の支給の申込みを行う。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、様式第3号の届出書による受給の拒否又は様式第4号の届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 村長は、変更締切り期限までに、前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象

者に対し、支給金を支給する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で村長が特に認める者

2 代理人が支給金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。この場合においては、村は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 村は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては、村長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 応援給付金の申請受付開始日は、村長が別に定める日とする。

2 住民税非課税世帯への支給のうち確認書及び申請書の支給に関する申請書の提出期限は、村長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第9条 村長は、第6条の規定により確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し応援給付金を支給する。

(応援給付金の支給等に関する周知等)

第10条 村長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 村長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の確認書等の申請期限までに第6条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が支給金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 村長が第9条の規定による確認書等を受理した後、又は、支給決定を行った後、確認書等の不

備による振込不能等があり、村が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 村長は、偽りその他不正の手段により支給金の支給を受けた者に対しては、支給を行った支給金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この告示の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（1） 以下に掲げる事例であって、かつ、（2）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、当該基準日時点で申出者が村に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の応援給付金については、村から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、当該基準日において村に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

（2） 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に規定する接近禁止命令等又は同法第10条の2に規定する退去等命令が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ただし、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 当該基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ 前号アから前号ウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

当該基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（児童（当該基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（当該基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、村における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総

合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（4）生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所している児童

（5）児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

（6）児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、当該基準日において、村に住民基本台帳に記録されている者については、村における申請・受給権者とする。ただし、村で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

（1）「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（2）「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、当該基準日の翌日以降、村において住民基本台帳に記録されたときは、村における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると村に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを村長が相当と認めるときは、村における申請・受給権者とする。

様式第1号（第6条関係）

住所
世帯主氏名 様

発行日 令和 年 月 日

泉崎村長

(公印省略)

住民税非課税世帯（低所得世帯）支援金支給要件確認書

住民税非課税世帯（低所得世帯）支援金支給要件確認書について、令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和 年 月 日までに、この確認書を返送してください。

支給方法 口座振込
支給日 令和 年 月 日
支給口座
支給額 円
※住民税非課税世帯 3万円
※18歳以下の子1人当たり 2万円

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください）

- ☐ ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
☐ ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。）

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、泉崎村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません □】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
-------	-----	----	---	---	---	---------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下のいずれか1つのチェック欄（□）にレを入れてください。

上記口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）、

- ☐ ① 世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込を希望します。（通帳等の写しは不要）
※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ☐ ② 下記の現に使用している世帯主（申請者）名義の口座への振込を希望します。（通帳等の写しは不要）
☐ 住民税等の引落口座 ☐ 児童手当等の受給口座（希望する場合はいずれか1つをチェック）
※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。
- ☐ ③ 下記の口座への振込を希望します。（通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください）

【受取口座記入欄】※③を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1. 銀行 4. 信連 7. 信金連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 協協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	6桁目がある場合は※欄にご記入下さい	※右詰めでご記入下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
	1 0 ※		

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、泉崎村役場税務課（電話0248-53-2113）までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認（受給）に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給) を委任します。 ー法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

表面の上の方に記載の口座以外の口座で③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。

※ 表面の上の方に記載の口座、①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合

又は 代理人が確認（受給）する場合 には提出して下さい

住民税非課税世帯（低所得世帯）支援金支給申請書兼請求書

支給市区町村 ※令和5年6月1日時点の市区町村
市区町村長殿

泉崎村
受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

（フリガナ） 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※A基準日（令和5年4月1日）またはB基準日（令和5年6月15日）時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和6年12月13日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。（該当者全員）※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この支援金を支給することができません。

	（フリガナ） 氏 名	申請者との続柄	性別	個人番号 生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載	令和4年度・令和5年度住民税均等割課税状況
1	（申請者）	本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
2				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
3				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
4				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
5				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告

3. 振込口座（原則、1. の申請・請求者名義の口座）※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）	口座名義（カナ） ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信託 7. 信連連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 （6桁目がある場合は） ※欄にご記入下さい	通帳番号 （右詰めでご記入下さい）	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、泉崎村役場保健福祉課（電話0248-54-1333）にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 住民税非課税世帯(低所得世帯)支援金(以下「住民税非課税世帯支援金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 住民税非課税世帯の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ① 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ② 既に住民税非課税世帯支援金の支給を受けた世帯ではありません。
- ③ 住民税非課税世帯支援金の支給要件の該当性等を審査等するため、泉崎村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、泉崎村において支給決定をした後は、住民税非課税世帯支援金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 泉崎村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年3月31日までに、泉崎村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、住民税非課税世帯支援金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 住民税非課税世帯支援金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や住民税非課税世帯支援金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、住民税非課税世帯支援金を返還します。
- ⑧

提出書類

- ☐ 住民税非課税世帯(低所得世帯)支援金支給申請書兼請求書
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ (「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

住民税非課税世帯（低所得世帯）支援金支給口座登録等の届出書

受給市区町村

市区町村長殿

泉崎村
受付印

1. 届出者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
		年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者(世帯主)本人名義の口座に限る。)

☐ 指定の金融機関口座への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(フリガナのみ) ※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 通協 3. 信組 7. 信濃連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

☐ 市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年3月31日までに、市区町村が届出者に連絡・確認できない場合に、住民税非課税世帯給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

☐ 『住民税非課税世帯（低所得世帯）支援金支給口座登録等の届出書』（本書）
※必要事項をご記入ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』（※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。）
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー) など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

13/14

住民税非課税世帯（低所得世帯）給付金受給拒否の届出書

泉崎村
受付印

泉崎村長 様

1. 私は、「住民税非課税世帯（低所得世帯）給付金受給拒否」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「住民税非課税世帯（低所得世帯）給付金受給拒否」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 _____（ ） _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し